

令和5年度秦野市・東海大学提携事業計画

1 市民の生涯学習及び文化活動に関する助言と同事業に対する講師派遣について

- (1) 大学は、市民大学〈専門学習塾〉の開催について協力する。
- (2) 大学は、その他各種講演会及び講座について協力する。
- (3) 上記事項についての手続き及び経費等に関する事項については、「秦野市と東海大学との提携事業における講演及び講義に係る手続き及び経費等に関する申合せ」(平成5年4月1日施行)のとおりとする。

2 市が設置する各種審議会、専門委員会等への人材派遣について

- (1) 市が委員氏名を指定して依頼する場合
市長名で提携事業所管課を経由し、学長あてにその教職員の派遣を依頼する。
- (2) 特に委員氏名の指定がない場合
市長名で提携事業所管課を経由し、学長あてに委員選出を依頼する。
学長は、この依頼を受けたときは、職務内容を考慮し、委員を推薦する。ただし、東海大学に該当する研究者・学識経験者(教職員)がいない場合は、この限りでない。
- (3) この項に関する経費等に関しては、市の規程により運用する。

3 大学聴講派遣について

市職員の派遣手続き及び経費等に関する事項については、「秦野市と東海大学との提携事業における大学聴講・研修派遣に関する申合せ」(昭和62年4月1日施行)のとおりとする。

4 文化施設、体育施設等の相互利用について

- (1) 市又は大学が、提携事業による施設利用が適当と判断した場合には、提携事業所管課を経由し、その施設利用を申請する。
- (2) 施設を提供する側は、施設使用の諸規則及び行事日程等を考慮し、使用の可否を決定する。
- (3) この場合における使用料は、無料を原則とする。

5 東海大学嬬恋高原研修センターの市民利用について

市及び大学は、予約の手続き及び経費等に関する事項について、「東海大学嬬恋高原研修センター施設利用に関する覚書」（平成30年12月1日施行）に基づき、当施設の市民利用に協力する。

6 図書館の相互協力について

- (1) 市立図書館及び東海大学付属図書館は、相互の図書館活動の充実を目指して協力する。
- (2) 相互協力の手続きについては、「秦野市立図書館と東海大学付属図書館との申し合わせ」（平成17年8月1日施行）のとおりとする。

7 秦野市派遣型救急ワークステーション事業協力について

市は、大学の協力の基に救急ワークステーション事業を実施することで、救急医療体制に係る連携強化を推進し、市民の暮らしの安全・安心を支える。

- (1) 大学は、秦野赤十字病院に派遣している救急科専門医が救急現場に出動し、一刻を争う緊急救度・重症度の高い傷病者に対して、早期の医療介入が可能となる救急医療体制の確立に協力する。
- (2) 大学は、救急隊員の資質向上に係る再教育体制の確立に協力する。

8 各種催物等への協力又は参加（派遣）について

- (1) たばこ祭への協力又は参加について

市は、たばこ祭の各種催物への協力又は参加を希望する。

- (2) 上記以外の各種催物等への協力又は参加（派遣）について

市主催又は市共催及び大学主催又は大学共催の行事に関し、その広報活動、計画立案及び参加（派遣）については、互いに協力を惜しまない。ただし、参加（派遣）の依頼については、極力早い時期に行うものとし、立案の段階で提携事業所管課を経由し、相手方に依頼する。

9 文化、芸術及びスポーツ活動の相互協力について

市及び大学は、潤いのあるまちづくりを推進するため、相互に協力し、市民及び学生の文化、国際交流、芸術並びにスポーツ活動を支援する。

10 資格取得等のための実習生受け入れ協力について

- (1) 市は、教諭資格取得のため、市立中学等で教育実習生30名程度を受け入れる。
- (2) 市は、学芸員資格取得のため、生涯学習課で実習生5名程度を受け入れる。
- (3) 市は、自治体インターンシップのため、人事課等で実習生10名程度を受け入れる。

11 広報活動への協力について

- (1) 市及び大学は、それぞれが持つ広報手段（広報紙、掲示等）を用いて互いの広報活動に協力する。この場合において、その依頼は、提携事業所管課を経由して行うものとする。
- (2) 市は、大学新聞を公民館に配布することについて協力をする。
- (3) 大学は、献体、アイバンク、腎臓移植等に関する啓発を目的とする広報活動及びホームステイ、ホームビジット、ホストファミリー等の国際交流に対する広報活動への協力を希望する。

12 「まちづくり」事業の推進について

市及び大学は、市内4駅周辺の「まちづくり事業」並びに東海大学前駅及び鶴巻温泉駅前周辺の交通問題及び防犯啓発、ごみ問題等の生活環境の改善について協力して推進する。

13 ボランティア協力について

大学は、秦野市地域での学生ボランティア活動について協力する。

- (1) 障害者学級支援に関わる活動
- (2) 「大規模災害時における東海大学生による救援活動の実施に関する協定」に基づく活動
- (3) 「秦野市教育委員会教科学習支援員派遣事業に関する覚書」に基づく活動
- (4) その他、市が必要と認め、大学が実施可能と認められる活動

14 大学研究機能の活用について

大学は、市の実施する各種事業（行政施策）に対して多様な市民ニーズに対応するため、必要に応じて高度な研究機能の活用に協力する。

15 教育課程と市の事業の連携について

市及び大学は、大学の教育課程（ゼミ活動等も含む）と市の事業を融合させる連携事業を展開する。大学は、市からの教育課程における意見等をヒアリングし、市が提供する講義、フィールドワークの場をより実践的な教育に活かし、市は大学の知見を活かし、地域課題の解決や各施策の充実につなげる。

16 中学校部活動への指導者派遣について

大学は、中学生のスポーツ・文化活動の一層の充実を図るため、中学校部活動への学生指導者の派遣を行う。

17 広域連携中学生交流洋上体験研修事業について

大学は、市が4町1村とともに中学生を対象に東海大学海洋調査研修船「望星丸」を借り上げて行う、海洋での洋上体験研修事業に協力する。

18 秦野市の商工業振興のための連携事業について

市及び大学は、秦野市の商工業振興に寄与するため、将来に向けた企業体質の強化を支援するための連携事業を展開する。

19 特色ある子育て支援策について

市及び大学は、様々な形で「特色ある子育て支援策」について協議する。

20 その他

- (1) 提携事業の業務を円滑にするため、所管課を秦野市にあっては政策部総合政策課、東海大学にあってはキャンパスサポートオフィス地域連携担当とする。
- (2) 運営協議会において審議する事項が生じた場合で、同協議会が開催できないときは、市長及び学長の承認により決定する。
- (3) この実施内容に疑義が生じたとき、又は新たに追加すべき事項が生じたときは、その都度幹事会に諮って協議する。
- (4) 秦野市と東海大学との提携事業に関する申し合せについて、隨時見直しを行う。

以上